

# 税理士法人 鳩合同会計事務所

所長 飯塚 敏勝 / 副所長 藤田 和久

神戸市中央区北長狭通4丁目4-18  
富士信ビル 3階

●近畿税理士会所属

## ☎078-391-1911

税理士法人

税理士7名在籍

## 佐藤会計事務所 神戸事務所 小野事務所

代表税理士 豊田 智美

(神戸事務所)神戸市中央区磯辺通2-2-10  
ワンノットトレスビル8F

●近畿税理士会所属

## ☎078-251-6721 (神戸事務所)

# 弁護士法人サリュ 神戸事務所

弁護士 中山 碩

〒650-0035 神戸市中央区浪花町59  
神戸朝日ビル11階

●兵庫県弁護士会所属

## ☎0120-181-398

あなたの街の

## コラムご掲載頂く 事務所様募集中!!



... お問い合わせは (株)宣通 ☎052(979)1602 ...

**Q** 教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度について教えてください。

**A** 親子などの扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産で、通常必要と認められるものについては、原則として贈与税はかかりません。ただし、必要な都度直接これらに充てられるものに限られます。

教育資金の一括贈与の特例は、祖父母などの直系尊属からの贈与

限度ですが学習塾・水泳教室などの学校以外

でなく、500万円が

入学金・授業料・保育料・修学旅行費・学校給食費など学校などに直接支払われる金銭だけで

税申告書を所轄税務署に提出しなければなりません。教育資金は、

た、取扱金融機関を経由して、「教育資金非課税申告書」を所轄税務

署に提出しなければなりません。教育資金は、

ることとなります。ま

う目的に従って管理す

ることとなります。ま

た、取扱金融機関を経

由して、「教育資金非課

税申告書」を所轄税務

署に提出しなければな

りません。教育資金は、

入学金・授業料・保育

料・修学旅行費・学校給

食費など学校などに直

接支払われる金銭だけ

でなく、500万円が

限度ですが学習塾・水

泳教室などの学校以外

に対して直接支払われ



鳩合同会計事務所  
藤田 和久 氏  
(近畿税理士会所属)

当事務所は神戸元町で開業以来45年以上の事務所、職員数は16名内税理士5名在籍です。私どもは、専門外の周辺業務にも素早く対応できる様に、弁護士・司法書士・社労士・行政書士・各種コンサルタントとも日頃から密接に連携しており、いわゆる“ワンストップサービス”を心がけています。個人・法人の幅広い業種等に対応し、医業等の業種や事業承継・相続等の業務に強みがあり定型的対応でなく顧客に寄り添う細やかな対応が特色です。

企画・制作/(株)宣通  
TEL.(052)979-1602 **広告**

教えて先生!!

# 弁護士 & 税理士

相談コーナー

について必要な都度ではなく事前の一括贈与でも1500万円までは非課税になる制度です。この特例を利用する場合には、金融機関と贈与者が教育資金管理契約を結んだうえで、贈与者は委託者として金融機関に教育資金を移転し、金融機関が「教育費に使う」という目的に従って管理することになります。また、取扱金融機関を経由して、「教育資金非課税申告書」を所轄税務署に提出しなければなりません。教育資金は、入学金・授業料・保育料・修学旅行費・学校給食費など学校などに直接支払われる金銭だけでなく、500万円が限度ですが学習塾・水泳教室などの学校以外に対して直接支払われる金銭も含まれます。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合は、原則として、非課税拠出額から教育資金のうち、一定の管理残額が相続税の対象になります。また、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、その残額は贈与税の対象になります。